

むつ都市計画特別用途地区が指定されました (準工業地域における大規模集客施設の立地制限)

2017年4月1日

むつ市では、人口減少社会を迎えるなかで、コンパクトな都市づくりを進め、良好な都市環境の整備を図るため、都市機能施設の適正な配置を行うこととしました。

この度、都市構造に大きな影響を与える1万㎡を超える大規模な集客施設の立地制限を行うため、都市計画となる“特別用途地区”を2017年4月1日から指定することとしました。

この特別用途地区によって、むつ都市計画区域内の既存の用途地域の指定を補完し、下記のとおり建築物の立地が制限されることになりました。

制限の概要

- 大規模集客施設制限地区(既存の準工業地域)
 - 床面積が10,000㎡を超える劇場、映画館、演芸場又は観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場(劇場、映画館、演芸場又は観覧場は、客席の部分に限る。)

上記に該当するものは、建築の行為が制限されます。

ただし、建ぺい率・容積率ともに変更はなく(建ぺい率:60%、容積率:200%)、上記に該当するもの以外で特別用途地区の指定前から建築することができるものは、建築の行為が制限されません。

○制限された建築物を立地するには…

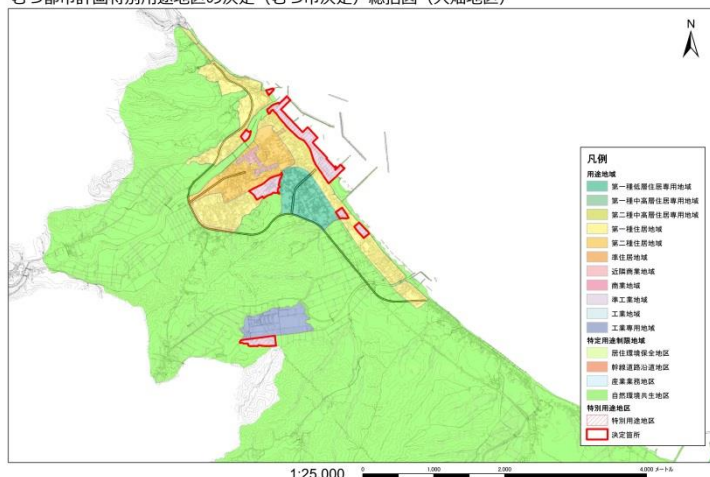
- 都市計画提案制度による都市計画の決定又は変更
 - むつ都市計画区域のうち、マスタープランを除くむつ市が定める都市計画の決定又は変更について提案することができる制度です。提案が採用され都市計画審議会で同意されると、特別用途地区の制限内容を変更することができます。

むつ都市計画特別用途地区 区域図

むつ都市計画特別用途地区の決定(むつ市決定)総括図(むつ地区)



むつ都市計画特別用途地区の決定(むつ市決定)総括図(大畑地区)



※赤線で囲まれている部分が、今回指定を受けた部分です。